

預り金口座についての信託の成否(最高裁令和8年1月20日判決)

April 2026

In brief

弁護士が依頼者から金銭を預かる際には、弁護士が金融機関に開設した「預り金口座」にて管理されることが一般的です。最高裁判所は、令和8年1月20日判決(以下「本判決」といいます。)において、弁護士の預り金口座についての信託契約の成否及び預り金口座に係る預金債権の差押えに関し、その要件及び判断基準時を明確化する旨の判決を下しました。

本稿では、本判決の概要、争点及び実務上の意義を、当該事案に関する事実関係や関係するこれまでの裁判例を踏まえながら、解説します。

In detail

1. 事案の概要

- (1) 被上告人 X は弁護士であり、職務に関して預かり保管する金員(預り金)を管理するため、銀行に「預り金口 弁護士 X」名義の普通預金口座(本件預り金口座)を開設していた。
- (2) 上告人 Y(注・X の妻と思われる)は、X に対して婚姻費用の分担金の支払いを命ずる審判を債務名義とする強制執行を行い、令和4年8月及び11月に、本件預り金口座に係る預金債権(本件預金債権)の一部を差し押さえた(本件各差押え)。
- (3) 本件預金債権は、本件各差押えがされた時点において、その全部が、X の依頼者からの預り金(本件預り金)を原資とするものであった。また、X は、上記本件各差押え時点において、依頼者から弁護士報酬の振込みを受ける口座を本件預り金口座とは別に開設するなどして、本件預金債権をそれ以外の自己の財産とは分別して管理していた。
- (4) X は、依頼者からの預り金は、当然に信託財産に属する財産となるから、X を受託者とし、本件預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約(本件信託契約)が成立し、本件預り金を原資とする本件預金債権も信託財産に属する財産となることは、本件信託契約の具体的内容について主張するまでもなく明らかである上、その具体的内容を主張することは、X が弁護士として職務上知り得た秘密を保持する義務(秘密保持義務)を負っていることとの関係でも問題がある旨主張し、Y に対し、信託法23条5項の規定による異議に係る訴えを提起し、本件各差押え部分に対する前記各強制執行の不許を求めた。
- (5) Y は、本件信託契約の具体的内容についての主張がなく、本件信託契約が成立していたとはいえない上、仮に本件信託契約が成立していたとしても、本件各差押えがされてから原審の口頭弁論が終結され

るまでの間に、Xが日本弁護士連合会から業務停止2月とする懲戒処分を受け、本件信託契約が終了したことなどにより、本件預金債権について、Xの固有財産に属する財産となっている旨主張し、これを争った。

2. 裁判所の判断

(1) 原審(令和5年8月2日東京高等裁判所判決)

要旨次のとおり判断して、本件各差押えの時点において本件預金債権は信託財産に属する財産であり、その後、被上告人が懲戒処分を受けたことで本件信託契約が終了するなどしていたとしても、そのことは結論を左右しないとして、Xの請求を認容した。

①依頼者からの預り金が弁護士の固有財産から分別して管理されている限り、当該預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約が成立していたといえることができる。そして、本件各差押えがされた時点において、本件預り金を原資とする本件預金債権が、Xの固有財産と分別して管理されていたことからすると、その具体的内容の主張がなくても、本件信託契約が成立していたといえることができる。

②本件各差押え部分が信託財産に属する財産であるか否かは、本件各差押えがされた時点を基準として判断されるべきである。

(2) 最高裁判所(本判決)

原審の判断は、次の理由でいずれも是認することができないとして、原判決破棄・差戻し。

①信託契約の成否について

信託契約は、特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約であり(信託法3条1号)、当該目的、すなわち、信託の目的についての合意が成立したことを成立要件とするものである。そして、民事訴訟において、ある財産が信託財産に属するものであるか否かが問題となり、当該財産を信託財産に属すべきものと定めた信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したか否かが当事者間で争われている場合、上記合意の成立についての主張があるといえるためには、当事者双方が主張立証を尽くせるように攻撃防御の目標が適切に設定されているかなどの観点から見て、上記合意の成立が事案に応じて具体的に主張されている必要があるといえるべきである。

本件において、Yは、本件信託契約の成立を争い、信託の目的をはじめとする本件信託契約の具体的内容をXにおいて明らかにすることを求めている。他方で、Xは、これを明らかにする必要はないとして、本件預り金を預かり保管した目的に関し、具体的な主張を明示的にしていない。また、Xは、本件預り金に関する帳簿や本件預り金口座に係る預金通帳の一部を証拠として提出しているものの、当該帳簿等をみても本件預り金を預かり保管した目的を把握することができない。そして、このようなXによる主張立証活動のため、Yは、信託の目的についての合意が成立したことなどに関し、主張立証を尽くすことが著しく困難な状態に陥っている。そうすると、Xが弁護士として秘密保持義務を負っていることを考慮しても、本件事案の下において、上記合意の成立が具体的に主張されているとはいえないといえるべきである。

したがって、Xがその成立をいう本件信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したことの主張があるとはいえない。

②信託財産の判断基準時について

受託者の固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を請求債権として、信託財産に属する預金債権に対する差押えがされたのに対し、当該預金債権の債権者が、当該預金債権が信託財産に属する財産であって自らが受託者であると主張し、信託法23条5項の規定による異議

に係る訴えを提起した場合において、当該差押えの後に、当該預金債権が当該受託者の固有財産に属するに至ったときは、当該異議の主張は認められなくなると解すべきであって、当該差押えがされた時点において当該預金債権が信託財産に属する財産であったことにより当該異議の主張が認められることにはならない。そして、上記の場合において、上記預金債権が信託財産に属する財産であるか否かの判断の基準時を通常の民事訴訟と別異に解すべきことの根拠となるべき規定は見当たらない。

したがって、上記の場合において、上記預金債権が信託財産に属する財産であるか否かは、事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきものである。

3. 本判決の意義

「預り金」について、明示的な信託契約が締結されていなくとも信託が成立する可能性があることは、従前から議論されてきました。そのきっかけの一である最高裁平成14年7月17日判決は、公共工事の請負人が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払いを受けた前払金(預り金)について、地方公共団体と請負人との間で、これを信託財産とする信託契約が成立したことを認めたものですが、以降、明示的な信託契約が締結されていなくとも、信託が成立するとされる要件・基準については、裁判例・学説上、議論が行われてきました。

例えば、大阪地裁平成19年8月31日判決は、建物転借人を委託者兼受益者、転貸人(賃借人)を受託者として、賃借人に対する敷金返還請求権を信託財産とする信託の成立を肯定し(但し、控訴審である大阪高裁平成20年9月24日判決は否定)、東京地裁平成24年6月15日判決では、旅行資金の積立目的で友人らから「A会 代表者 某」名義の口座に入金された預金債権について、信託の成立が肯定されています。

弁護士の依頼者からの預り金については、本判決の林・平木裁判官補足意見で引用されている最高裁平成15年6月12日判決深澤・島田裁判官補足意見でその可能性が指摘されており、林・平木裁判官補足意見によれば、本判決も弁護士の預り金について、信託の成立する可能性があること自体を否定しているものではありません。

本判決は、信託の目的についての合意成立が信託契約成立の要件となる以上、これが争われた場合には、事案に応じて具体的に主張されるべきであり、たんに「預り金である」との主張では不十分であると解した点に意義があることとなります。この点、弁護士には一般的に依頼者に対する秘密保持義務がある以上、信託の目的に関してどの程度の具体的主張ができるかが懸念されますが、林・平木裁判官補足意見では、この点につき「Xが、信託契約の成立要件について主張立証責任を負っている一方で、秘密保持義務を負っていることを勘案し、必要に応じ、マスキングや仮名処理をしたものを証拠として提出させたり、委任の内容を適宜抽象化させて主張させたりするなどの適切な審理運営上の工夫をすることが求められている」と指摘しています。

また、本判決の沖野裁判官意見では、本判決多数意見の指摘する信託の目的に関する合意のほか、「依頼者と弁護士との間に預り金について信託法3条1号に該当する契約があったといえるためには、預り金を預かり保管する目的に関する合意の内容が明らかにされ、預り金につきなすべき管理処分等の事務処理(信託法26条、29条1項参照)の内容ないし指針が明確にされるというだけでは足りず、それに加え、財産の帰属主体と利益享受主体の分離、(信託)財産の独立性という信託の特質(信託法8条、23条、25条等参照)に照らし、当該合意がそのような信託としての実質を備えたものであることについても明らかにされる必要がある。…『信託の目的』について合意が成立し信託契約が成立したというためには、預り金を預かり保管した目的について合意がされていることに加え、分別管理義務をはじめとした、受領者において預り金を上記目的以外には用いることができないことが実効的に確保されるための仕組み(実効確保の仕組み)について合意がされていることも明らかにされる必要があると考えられる。」とも指摘されています。

本件のような、預り金など明示的に信託契約が締結されていない場合における信託の成否の判断に当たっては、沖野裁判官意見の指摘する、実行確保の仕組みについても考慮される場合があるものと考えられます。

4. 今後の展開

本判決を受けて、差戻審においてどのような判断がなされるか注目されるところです。また、本判決が、最高裁平成14年7月17日判決以降における黙示的な信託成立に関する裁判例・学説の動向に与える影響も見守っていく必要があります。

The takeaway

以上のとおり、本判決は、弁護士の預り金についての信託の成否という論点について、最高裁として初めて判断を行ったものであり、秘密保持義務との関係など、具体的な事案の処理に当たって留意すべき点を含め、示唆に富む内容となっています。黙示の信託の成立に関する今後の裁判例・学説の動向も注視していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング
電話：03-6212-8001
Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com
www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー
弁護士
神鳥 智宏
tomohiro.kandori@pwc.com

ディレクター
弁護士
水田 直希
naoki.mizuta@pwc.com